

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環 境 厚 生 常 任 委 員 会	会 議 場 所 第1委員会室	
		担 当 職 員 山 末	
日 時	平成30年3月12日(月曜日)	開 議	午後 1 時 15 分
		閉 議	午後 4 時 51 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【市立病院】 玉井病院事業管理者、佐々木管理部長 [病院総務課] 松村課長、西田総務係長、山下主任 [医事課] 小笹課長 [経営企画室] 竹内室長 【環境市民部】 塩尻部長、吉田市民窓口・保険医療担当部長 [環境クリーン推進課] 大西副課長 [保険医療課] 荻野課長、山内副課長、藤谷国保給付係長、樋口国保料係長 【健康福祉部】 栗林部長、辻村子育て支援担当部長 [地域福祉課] 佐々木課長、中澤副課長、的場福祉総務係長 [障害福祉課] 岸田課長、木村副課長、片山地域生活支援係長 [高齢福祉課] 広瀬課長、山口副課長、松本生活支援係長 [健康増進課] 野々村課長、入江健康管理係長 [保育課] 阿久根課長		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 市立病院

(1) 第11号議案 平成30年度亀岡市病院事業会計予算

<病院事業管理者>

(概要説明)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 55

[質疑]

<小島委員>

P 32、医療機器等購入費は何を予定しているか。

<管理部長>

病棟の患者モニターが古くなっており、徐々には交換しているが、台数が多々ある。また、内視鏡のビデオスコープの更新時期にきている。C Tを更新したが、それにあわせてワークステーションの更新を予定している。

<小島委員>

現在のところ、平成30年度は購入が必要な高額な医療機器はないということか。

<病院事業管理者>

新規にというよりも更新の時期に入っている。少し余裕を持った形で対応しなければならない。積極的に医師を招聘するために、新しい医療にトライしたいと考えてはいるが、先送りできることは先送りする中でやっていかなければならないと思っている。

<馬場委員>

P28、医師、看護師の確保等の状況、見通しは。

<病院事業管理者>

今年の退職者は0人である。看護師については、ボリュームの大きい病院では限られた業務になるが、小規模の病院ではさまざまなことに対応する必要がある。広い範囲をカバーしたいというニーズに合うスモールサイズのアドバンテージや、京都市に近いという交通の利便性もある。また、病院の周囲に新しい人が住まれるなど、人員を確保しやすい状況にある。医師については、大学に頼らなければならないが、民間医局にも触手を伸ばし、相談しながら確保に努めている。

<小川委員>

内視鏡の更新は平成29年度に行っていなかったか。

<病院事業管理者>

平成29年度については、外科の直視鏡の光学視管についてである。手術台や麻酔器の心電計のモニター等も更新した。

<小川委員>

委託先は精査した上でのものか。

<管理部長>

12月補正の時点で精査を行い、執行段階でも精査している。

<小川委員>

職員の給与の説明で、いつも内訳で人数を言ってもらっているが、別紙に記載してほしい。要望する。

<平本委員長>

よろしくお願いします。医師の異動はないのか。

<病院事業管理者>

外科の副院長が異動する。交代で若い医師に来ていただく形になっている。また、眼科の非常勤の先生が大学から3人来ていただいているが、メインの人が辞め、木曜日に来ていただいている先生が中心となる。また、糖尿病の医師が大学に戻り、大学から新しい医師が来ることになっている。

<平本委員長>

今後とも人材確保に努められたい。

<酒井委員>

期末残高が500万円というのは事業の規模から考えると無理があるのではないか。

<病院事業管理者>

改革プランを作成したが、ぎりぎりの部分で運用している。キャッシュフローについては、患者の国民健康保険や社会保険が数カ月遅れて入ってくるため厳しい部分がある。対応できるよう努めなければならないが、スムーズに進めることには限界を感じている。

<酒井委員>

医業外費用の雑損失について、予算よりも決算の方が大きくなるのはなぜか。

<病院事業管理者>

予算を組んでいく中で、積み上げて合計を出しているわけではない。合計額が先にある中で、最大限の努力をすればこのぐらいの数字になるという推測の中で予算を編成している。このような予算の組み方は理解しがたい部分があるが、現実的にはそういう部分がある。

<酒井委員>

決算では6千万円ほどだが、予算ではこれまで1千万円を計上していた。今回はさらに少なくなっているが、何か状況が変わったのか。

<病院事業管理者>

昨年度に比べて繰り入れは3千万円少ない。来年度に向けて1億のプラスが出れば補正をしなくてもよい状況になる。ぎりぎりのところである。

<病院総務課長>

雑損失なので消費税に絡む部分等が入っている。また、決算審査において、監査委員からの指摘により、雑損失で扱っていたものをその他特別損失扱いとしたものがあるのでその分が減っている。

<管理部長>

消費税の関係が入っている。控除対象外消費税が毎年5000万円ほど出てくるが、予算の中に溶け込んでいるため、組み替えのような形になる。

<酒井委員>

P29、委員会委員報償等が増えたり減ったりしているが、どのような委員会の開催方法なのか。

<管理部長>

主に経営審議会である。通常は年に1回だが、今年度は3回開催した。次年度以降は2回を想定している。

<酒井委員>

それで8万円程度だったものが300万円になったということか。また、光熱水費や燃料費は上がるような予測をされているのか。

<管理部長>

月曜日の外来に京都中部総合医療センターから来ていただいている。これまでは枠内で執行していたが、それを予算化しており、300万円ほどになる。光熱水費については、A重油の価格が上がる見込みである。電気代も上がる可能性がある。亀岡市自治体新電力会社が設立されるが、それを利用するとかえって高くなる。電気代を削減できる目途が立たないところである。

[理事者退室]

～14:16

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第52号議案 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境クリーン推進課副課長>

(資料に基づき説明)

～14:23

[質疑]

<馬場委員>

一般事業所への啓発はどのように行っていくのか。

<環境クリーン推進課副課長>

現時点では、具体的なものはないが、大きな事業所については、環境マネジメント等の関係で企業イメージもあるため、環境に配慮したやり方をされている。しかし、中小企業ではごみの収集業者に丸投げしている部分があるので、まずはその実態を把握し、その上で必要な施策を検討していきたい。

<馬場委員>

不法投棄が、本市の場合は都市計画区域ではなく、その他の区域にかなり見られる。機動班の強化など、対策を講じる予定は。

<環境クリーン推進課副課長>

先週も青野小学校の近くで不法投棄があった。環境政策課と連携をとって進めていく。クリーン推進委員とも情報を共有して進めていきたい。

<菱田委員>

料金を上げるとこういう事例が増えるのではないかという心配がある。民地に捨ててあれば土地所有者で対応していただくことになる。受益者負担の原則は必要だと思うが、根本的な対策が必要である。防犯カメラは経費がかかる。見回りしていても、夜中に捨てられてしまうとどうしようもない。このような現状をどうしていく方針なのか。

<環境市民部長>

これまでからも不法投棄はあるが、受益者負担の原則は守っていきたい。京都府の不法投棄の機動班や警察OBのパトロールを、保健所等と相談して充実させていかなければならないと考えている。不法投棄の機動班は、法令違反の大規模開発を対象にしている。環境事業公社も不法投棄のパトロールを行っているので、皆で協力して早期発見に努めたい。

<菱田委員>

雲海テラスをつくったのはよいが、道中の両側にごみが結構捨てられている。この条例と直接関係はないが、霧を含めて亀岡の環境のよさをPRしようという中で、全庁的に対応を考えていただかなければならないと思う。

～14:30

(2) 第2号議案 平成30年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>
(資料に基づき説明)

～ 1 4 : 5 2

[質疑]

<馬場委員>

P 2 2 3、2 2 4、府支出金について、ここに激変緩和措置にかかる費用が入っているのか。

<保険医療課長>

保険料の激変緩和措置については、保険料の軽減につながるものなので、ここには入っていない。医療費の支出を負担していただく補助金となっている。歳出でいう保険給付費にあたる部分である。

<馬場委員>

広域化により保険料が値下がりするということだが、何年か経てば逆に値上がりするということはないのか。

<保険医療課長>

今回の改革で、国から毎年3400億円が投入されると聞いている。激変緩和措置にかかる予算も追加されることになっている。ある程度は今の状況が続くものと考えている。そうでない場合は、基金での対応も考えられる。

<馬場委員>

基金対応について、この間は高額医療費がなかったが、変わりうる要素はあるのか。

<保険医療課長>

医療費というよりも、所得が下がってその分を確保できない場合に対応するのが主な使い方である。

<馬場委員>

ルール分以外の繰り入れは、今回の改革によりどうなるのか。

<保険医療課長>

ルール外の繰り入れについては、決算補填等、政策的に投入されている部分がある。今回の改革は、国保の財政基盤を安定させ、赤字補填をやめていこうとする意向である。

<酒井委員>

広域化になっても仕事量は変わらないのか。

<保険医療課長>

財政運営の主体的な責任は京都府が負うことになる。市町村事務は、保険証の交付、保険料の賦課徴収等、これまでと同じである。

～ 1 4 : 5 9

(3) 第6号議案 平成30年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

～ 1 5 : 0 6

(4) 第53号議案 亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～ 1 5 : 0 9

[質疑]

<菱田委員>

対象者はどれぐらいか。

<保険医療課長>

17人である。住所地特例を持っておられて来月転出される人は1人把握している。

<菱田委員>

逆に、他の地域からこちらに転入される人もいると思うが、その人数は把握しているのか。

<保険医療課長>

亀岡市から転出している場合はわかるが、逆の場合は本市で保険料を賦課しておらず、接触しようがないため把握できていない。

～ 1 5 : 1 2

(5) 第54号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～ 1 5 : 1 9

[質疑]

<馬場委員>

資料にある制度内容の現行・改正後のグラフで、影響があるのはいくらの所得からか。

<保険医療課長>

一人世帯が719万円、二人世帯が686万円、三人が652万円、四人世帯が618万円から影響する。

<馬場委員>

5割軽減、2割軽減の被保険者の数はわかるか。

<保険医療課長>

今回、試算をしたところ、5割軽減の増加が46世帯、2割軽減の増加が6世帯、合計52世帯の増加となっている。

[理事者退室]

～ 15 : 23

<休憩 15 : 23～15 : 30>

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 第3号議案 平成30年度亀岡市休日診療事業特別会計予算

<健康福祉部長>

(概要説明)

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

～ 15 : 41

[質疑]

<小川委員>

午後4時30分までの受付だが、時間延長の希望はないのか。

<健康増進課長>

午前中に来られることが多い。午後は比較的落ち着いている状況である。延長の希望は聞いていない。

～ 15 : 42

(2) 第5号議案 平成30年度亀岡市介護保険事業特別会計予算

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 16 : 02

[質疑]

<馬場委員>

施策の概要、資料編P3。認定者の利用率が詳細に記載されているが、利用されていない人の実態はつかんでいるか。

<高齢福祉課長>

利用されていない人の実態調査はしていないが、包括支援センター等に問い合わせ確認している。

<馬場委員>

特徴的な傾向はあるか。

<高齢福祉課長>

住宅改修を受けるために申請し、それ以降は申請されないという傾向は見られる。

<馬場委員>

手すりなどか。

<高齢福祉課長>

そうである。

～ 16 : 05

(3) 第55号議案 亀岡市厚生会館条例を廃止する条例の制定について

<地域福祉課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

～16:06

(4) 第56号議案 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の制定について

<障害福祉課長>

(資料に基づき説明)

～16:09

[質疑]

<馬場委員>

関係団体との意思形成過程は。

<障害福祉課長>

昨年の9月から11月にかけて3回にわたり、関係団体の代表者等から素案作成に当たっての意見をいただいた。

～16:11

(5) 第57号議案 亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

～16:12

(6) 第58号議案 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

～16:14

(7) 第59号議案 亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

(8) 第60号議案 亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(9) 第61号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(10) 第62号議案 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

<高齢福祉課長>
(資料に基づき説明)

～16:20

[質疑]

<馬場委員>

第60号議案について、第3条第4項「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」とは何か。

<高齢福祉課生活支援係長>

障害者に対するサービス提供のプランニングのための指定相談支援の事業者を指している。

<馬場委員>

第61号議案について。第8条第2項でオペレーターの要件が3年以上から1年以上に緩和されているが、その理由は。

<高齢福祉課長>

今はわからない。

<平本委員長>

後ほど報告願いたい。

<馬場委員>

新旧対照表P62、介護医療院とは何か。

<高齢福祉課長>

療養病床については、医療療養病床と介護療養病床の2種類があり、それぞれ適用される保険が異なっている。医療療養病床は医療保険、介護では介護保険が適用されるサービスになっているが、それを介護医療院で一括してサービスが受けられるということである。

～16:25

(11) 第63号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

<保育課長>
(資料に基づき説明)

[質疑なし]

～ 16 : 27

<平本委員長>

馬場委員に確認だが、後ほど報告いただく内容は採決に影響するか。

<馬場委員>

採決に影響しない。

<平本委員長>

それでは、採決の後に報告いただく。

[理事者退室]

～ 16 : 27

4 討論～採決

[討論]

<馬場委員>

第2号議案の亀岡市国民健康保険事業特別会計予算及び第6号議案の後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行う。詳しくは本会議で述べるが、国民健康保険については、広域化により制度が変わっていく。本市については、京都府全体を見ていると、ルール分以外を被保険者の激変緩和のために繰り出しを行っているところがあるが、広域化になり、京都府は市町村の繰り入れを認めないという方針を出している。平成30年度は値下げの状況だが、国の激変緩和措置がなくなれば値上がりする。これは将来的に禍根を残す制度改悪であると思っている。したがって第2号議案に反対する。

第6号議案の後期高齢者医療事業特別会計については、国の制度改悪により、高齢者の生活と暮らしが苦しい状況がある中で、高齢者1人あたりの保険料が増加する。値上げを止めていくような積極的な施策を求めて反対討論とする。

～ 16 : 32

[採決]

第2号議案	挙手	多数	可決 (反対：馬場)
第3号議案	挙手	全員	可決
第5号議案	挙手	全員	可決
第6号議案	挙手	多数	可決 (反対：馬場)
第11号議案	挙手	全員	可決
第52号議案	挙手	全員	可決
第53号議案	挙手	全員	可決
第54号議案	挙手	全員	可決
第55号議案	挙手	全員	可決
第56号議案	挙手	全員	可決
第57号議案	挙手	全員	可決
第58号議案	挙手	全員	可決
第59号議案	挙手	全員	可決

第60号議案	挙手	全員	可決
第61号議案	挙手	全員	可決
第62号議案	挙手	全員	可決
第63号議案	挙手	全員	可決

[指摘要望事項なし]

～16:39

5 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

<平本委員長>

掲載項目について意見はあるか。

<小川委員>

第56号議案は入れておいた方がよいと思う。

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<齊藤委員>

包括支援センターが増えたことを掲載してはどうか。

<平本委員長>

他に意見はあるか。

(意見なし)

<平本委員長>

この2項目を掲載事項とする。なお、掲載事項のまとめについては正副委員長に一任願う。

～16:42

(2) わがまちトークの意見対応について。

[委員長から別紙資料に基づき、項目ごとの対応を以下のとおり分類]

- ・東本梅町：1～4 参考

～16:50

<平本委員長>

今回は3月26日に委員長報告の確認を行う。

散会 ～16:51